

## 観音寺市燧望苑喫茶コーナーの営業事業者募集要項（公募）

観音寺市燧望苑（斎場）内喫茶コーナーの営業事業者を募集します。

燧望苑での火葬時間は、火葬開始から収骨まで約2時間程度であり、会葬者の待ち時間利用を目的に喫茶コーナーを設けています。

本募集に参加される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

### 1 喫茶コーナーの概要

- (1) 所在地 観音寺市大野原町丸井 1183 番地
- (2) 施設名 観音寺市燧望苑
  - ア 使用許可場所 喫茶コーナー
  - イ 使用許可面積 76 m<sup>2</sup>
- (3) 使用期限 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 最低使用料 133,590円（税込み）／年

### 2 応募資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 観音寺市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成23年観音寺市告示第25号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、観音寺市の入札参加資格審査を受けた者
  - イ 民事再生法に基づく再生計画認可決定（確定したものに限る。）を受けた後に、観音寺市の入札参加資格審査を受けた者
- (4) 次に掲げる団体等でないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条の公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職に当たる者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的としている団体
  - ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としている団体

- (5) 観音寺市内に本社（営業所）を有する業者、又は観音寺市内に住所を有する者で、自らの名義で食品衛生法上の許可を受けることができる者
- (6) 観音寺市の市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。
- (7) 別添「観音寺市燧望苑喫茶コーナーの営業事業者募集に係る仕様書」の内容を遵守できること。

### 3 応募手続き

- (1) 応募申請書類
  - ア 応募申請書（様式第1号）
  - イ 参加資格に係る誓約書（様式第2号）
  - ウ 見積書（様式第3号）
  - エ 市税に滞納がない証明書
  - オ 各種営業許可・資格証等の写し
- (2) 提出部数 各1部を提出してください。
- (3) 受付期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月24日（火）まで  
(土・日・祝日は除く。)  
午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 受付場所等 観音寺市市民部市民課まで持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）にて提出してください。郵送の場合、提出期限日の消印有効。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。  
※電子メール及びFAXでの提出は認めません。  
〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号  
観音寺市役所 市民部市民課（本庁舎1階）
- (5) その他
  - ア 応募書類等の作成に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
  - イ 提出された書類等は、返却しない。

### 4 質問及び回答

- (1) 質問方法及び質問受付期間
  - ア 質問方法 書面（任意様式）により持参又はFAXにより提出すること。なお、件名「観音寺市燧望苑喫茶コーナーの営業事業者募集に係る質問書」並びに会社名及び担当者名を必ず明記すること。FAXにより提出した場合は、提出した旨を電話により必ず連絡すること。郵便、電子メール等の送付によるものは受け付けない。
  - イ 受付期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで
  - ウ 提出先 観音寺市役所 市民部市民課（本庁舎1階）  
FAX 0875-23-3959
- (2) 回答  
質問に対する回答は、令和8年2月2日（月）以降、随時、市ホームページに掲載する。

## 5 事業者の決定

事業者の決定は、下記により行う。

「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす応募者のうち、見積金額が「1 (4) 最低使用料」の年額で本市が設定した金額以上で、最高金額である応募者

## 6 事業者決定後の通知及び公表

選定結果については、応募者全員に令和8年2月26日(木)頃に、文書にてお知らせします。また、市ホームページに選定結果を掲載します。

## 7 使用許可申請の手続き

事業者に決定した者は、令和8年3月25日(水)までに、行政財産使用許可申請書を提出すること。

## 8 事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 喫茶コーナーに係る使用料、電気料及び水道料を納付しなかった場合
- (3) 事業者が応募者の資格を失った場合

## 9 提出・問い合わせ先

観音寺市市民部市民課

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話：0875-23-3924 FAX：0875-23-3959

E-mail : shimin@city.kanonji.lg.jp